
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.215 2020/3/10

1 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）の改正について

3月9日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30 年法律第46 号。）のうち、令和2年6月1日に施行を予定している規定に対応することを目的とした、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件」（令和2年消費者庁・厚生労働省告示第1号）が本日告示されたことに伴うもので、その主な内容は次のとおり。

「第一 監視指導の実施に関する基本的な方向」中の「一 行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担」に、公衆衛生上必要な措置（以下「H A C C P に沿った衛生管理」という。）の実施が制度化されたことの意義を追記するとともに、国、食品等事業者及び都道府県等の役割について追記したこと。

改正法によりH A C C P に沿った衛生管理並びに器具及び容器包装の製造者による製造管理基準に沿った衛生管理の実施が制度化されたことから、「第二 監視指導の実施体制等に関する事項」中「一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項」にその監視指導の実施体制について追記したこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605728.pdf>

2 令和元年度野生鳥獣肉の衛生管理等に関する実態調査の結果について

3月9日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、令和元年10月協力をお願いしたものの調査結果を取りまとめたもので、その主な内容は次のとおり。

野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインの策定状況

地域の実情に応じた独自のガイドラインを策定していると回答した自治体は36自治体で平成30年実態調査の結果と比較し、増減はなかった。

野生鳥獣処理施設数が多い都道府県

1 北海道 90 2 兵庫県 47 3 岐阜県 41 4 宮崎県 38 5 長野県 32 5 大分県 32

取扱動物別の施設数

シカ専用の処理施設 83

イノシシ専用の処理施設 144

シカ及びイノシシ専用の処理施設 304

シカ・イノシシ以外の野生鳥獣も取扱う処理施設 175

合計 706

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605879.pdf>